

# トルコ特許商標庁 (TURKPAENT) (指定官庁又は選択官庁)

## 目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料 .....	附属書 TR. I
PCT出願用国内様式 .....	附属書 TR. II
委 任 状 .....	附属書 TR. III

略語のリスト

国内官庁：	トルコ特許商標庁 (Turkpatent)
IPL：	産業財産に関する2017年1月10日の法律No. 6769
Law TPI：	トルコ特許商標庁 (Turkpatent) の設立及び機能に関する法律No. 5000

指定（又は選択）官庁 TR	トルコ特許商標庁 (TURKPATENT) 国内段階に入るための要件の概要	概要 TR
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30か月 <sup>1</sup> PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30か月 <sup>1</sup>	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	国内官庁は「相当な注意」の基準に基づき権利回復を認める	
権利回復手数料	TRY 9,990	
要求される国際出願の翻訳文の言語 <sup>2</sup>	トルコ語	
要求される翻訳文 <sup>2</sup>	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、補正されたもののみ、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（それらのいずれかが補正された場合には、国際予備審査報告の附属書により補正されたもののみ）	
特別な状況において国際出願の写しが 要求されるか？	要求されない	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を 認めるか？	国内官庁に問合せされたい	
国内手数料 <sup>3</sup>	通貨：トルコ・リラ（TRY） 特許： 出願手数料 …………… TRY 5,800 特許付与証手数料 …………… TRY 1,050 第3年度の更新手数料 …………… TRY 1,050 権利回復 …………… TRY 5,730 実用新案： 出願手数料 …………… TRY 3,630 特許付与証手数料 …………… TRY 1,050 第3年度の更新手数料 …………… TRY 860 権利回復 …………… TRY 5,730	
国内手数料の免除、減額又は払戻し	なし	

[次頁に続く]

- 1 出願人が国内段階移行の繰延べを請求するための手数料を支払う場合には優先日から33か月。
- 2 国内段階移行日から2か月以内に提出しなければならない。
- 3 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。ただし国内手数料については、国内段階移行日から3か月以内に支払可能であり、この場合には同期間内に国内手数料と併せて追加手数料を支払うことを条件とする。

TR	トルコ特許商標庁 (TURKPATENT) (続き)	TR
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2) <sup>4</sup>	<p>出願人が発明者でない場合には、出願人の特許出願に対する権利を正当化する説明書<sup>5</sup></p> <p>出願人が優先権の権利者でない場合には、出願人の特許出願に対する権利を正当化する説明書<sup>5</sup></p> <p>出願人が国際出願の出願人と異なる場合には、出願人の特許出願に対する権利を正当化する説明書</p> <p>国際出願日の前又は優先権が主張されている場合には、優先日の前の12か月以内における、不正使用による開示、特定展示会での開示及び出願人による開示を原因とするような不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する証拠</p> <p>国内段階移行後に出願人の名義が変更された場合には、譲渡証及び委任状</p> <p>出願人がトルコに居住していない場合には、代理人の選任</p>	
誰が代理人として行為できるか？	受理官庁に対する手続のために弁理士として登録されている自然人又は法人	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか (PCT規則49の3.1)？	国内官庁は「相当な注意」の基準に基づき優先権回復の効果を認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則49の3.2)？	認める。国内官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。	

4 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

5 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。